



指導者資格認定規約

第 1 条 資格認定制度の目的

小学校教育現場へ良質な英語活動の指導者を安定供給するために、統一的な認定基準に従い小学校英語指導者資格認定を行い、全国的な指導者養成体制作りをすすめ、小学校英語活動・英語教育への支援体制を作り上げることを目的とする。

第 2 条 認定する資格の種類

小学校英語指導者認定協議会（以下「J-SHINE」と称する）の認定している資格は、次の 6 通りである。

1. 「小学校英語指導者」資格

本資格は、小学校での英語活動・英語教育を行う上で、必要な知識と技能を有し、児童英語教育指導者として十分な能力を有すると J-SHINE が認めたものである。「小学校英語指導者」は J-SHINE の認定する資格すべての基本となる資格である。

2. 「小学校英語指導者+」資格

小学校での英語活動・英語教育を行う上で必要な知識と技能を有し、50 時間以上の指導経験と CEFR B2 以上を有する資格です。

3. 「小学校英語準認定指導者」資格

この資格は、上記 1 の資格を付与するには指導経験時間が不足しているが、指導者としての知識などについて一定の技能と知識を有していると認定するものである。この資格を得た後、その指導者の指導時間が 50 時間を越えた段階で、「小学校英語指導者」の正資格に書き換える。

4. 「小学校英語上級指導者」資格

この資格は、上記 1 ～ 3 の資格を取得した後、国内の小学校または国外の日本人学校での指導時間数が 200 時間を超えて、小学校長もしくは教育委員会から認定を受けた資格認定者に認める。

ただし、200 時間の指導経験はメインでの指導時間またはティームティーチングでの指導時間とし、グループ活動時指導時間や教室運営アシスタントの活動時間等は含まない。

また、当面は 200 時間の指導経験について、小学校通常授業の指導経験が 100 時間以上あり、かつ放課後や土曜、夏休み等の英語活動が 100 時間以上あれば、小学校での指導時間数が 200 時間あるものとして扱う。この場合の放課後等の活動とは、文部科学省、各地域の教育委員会、小学校など行政からの委託事業のことを指し、英会話スクールや英語塾などでの一般的な民間での指導は含めない。また、その場合の指導経験については、学校長や教育委員会に代わって当該事業運営団体の責任者の証明を用いるものとする。

なお、通常の指導者資格と上級資格をあわせて所持する必要はない。

5. 「小学校英語上級指導者+」資格

小学校英語指導者準資格」もしくは「小学校英語指導者資格」を習得した後、小学校での指導時間数が 200 時間を超えて小学校長もしくは教育委員会から推薦を受け、且つ英語力が CEFR B2 以上の資格です。

6. 「英語指導者育成トレーナー」資格

この資格は、「英語指導者育成講座を企画立案し、指導者を指導する者」としての知識・技能などの能力を備えていることを認定する資格である。J-SHINE が主催する資格検定の試験に合格することで資格が付与される。

トレーナー資格も、通常の指導者資格や上級資格とあわせて所持する必要はない。

第 3 条 資格認定の条件

J-SHINE の「小学校英語指導者」の資格認定は、J-SHINE の認定を受けた登録団体が主催する「指導者養成講座」を修了し、その団体より「小学校英語指導者」としての推薦を受けることを原則とする。

(2) 登録団体は「指導者養成講座」を開催する場合、必ず「指導者養成講座企画書」を J-SHINE に提出し、開催する講座が J-SHINE の定める共通カリキュラムを満たしていることについて J-SHINE より承認を受けなければならない。

(3) 第 2 条の 3 の規定により、準認定制度を採用する場合、登録団体は推薦時にその旨を団体登録申請書に記入し、承認を受けなくてはならない。また、「指導者養成講座企画書」にもその趣旨を明記しなくてはならない。

第 4 条 資格認定の申請

資格認定を希望する者は、J-SHINE の認定した登録団体が主催する資格認定を受けられる指導者養成講座を修了し、その団体から推薦を受けなければならない。そのため、資格認定希望者は研修を受ける団体を決め、その団体の主催する指導者養成講座を受講しなければならない。そして、その指導者養成講座受講修了後に、その団体の定める「資格認定の手続き」に従って認定申請書類などを作成し、写真(35mm×45mm)を 2 枚同封し、指導者認定審査料とともにその登録団体へ資格認定の推薦を受けて J-SHINE に資格認定を申し込むものとする。

(2) 資格認定の申請書類は各登録団体で配布し、すべての事務は登録団体を通して行う。

第 5 条 資格認定単位の相互認定制度

登録団体が単位認定によって指導者養成を行っている場合、同じように単位認定によって指導者養成を行っている他の登録団体と協定を結び、単位の互換性を与えることができる。これによって、登録団体は単位の集積で資格認定の推薦を行うことができる。

(2) 互換できる単位はその指導者を推薦する登録団体の総単位数の二分の一以下とする。

(3) この制度を利用する場合、登録団体は決められた単位取得の条件を、事前に認定協議会に申告し、認証を得なければならない。

(4) この制度の利用にあたっては、規定の書式「単位互換制度を活用した英語指導者養成事業提携の覚書」を相互の団体で取り交わし、その写しとともに互換単位内容確認書および指導者養成講座企画書を J-SHINE 事務局に提出しなければならない。

第 6 条 資格の認定

J-SHINE では、登録団体からの資格認定の推薦に基づき提出された書類などを総合的に審査し、認定委員会の了承を得て、その結果を登録団体に知らせる。資格を認定した者(合格者)には小学校英語指導者認定証明書(以下「証明書」という。)を交付し、希望者については資格認定者として認定協議会のホームページの指導者データベースに登録する。

(2) 不合格者はその結果を推薦した登録団体と申請者に通知する。なお、審査の結果資格認定で不合格となり、証明書を発行できない場合でも上記の審査料は必要となる。

第 7 条 資格認定の推薦基準

登録団体が資格認定の推薦をするためには、登録団体が主催する「指導者養成講座」を修了することの他に、次の 2 点の基準を満たしていなければならない。

1. 指導時間 50 時間以上（50 時間未満の人は準資格として推薦する）
2. 英語力の目安は英語で授業が行えることとする。

第 8 条 50 時間の指導経験

第 7 条 1 の資格認定に必要な 50 時間の指導経験については、当面次のように扱う。

1. 小学校での経験の有無にこだわらず、英会話スクール、学習塾、自宅教室、公民館、家庭教師などの経験をすべて含めて合計 50 時間以上の経験時間があること。
2. その中には見学の時間も含んでもよい。ただし、見学の時間は小学校での通常授業の見学に限定し、50 時間の指導経験に含められるのは 20 時間以内とする。
3. 小学校の通常授業での指導経験が 35 時間以上ある場合（見学の時間は含まない）には、50 時間を満たさなくてもよい。
4. 英語を使用した指導経験であること（日本語を母語としない幼児、児童に対しては英語を使っでの指導を含む）。
5. 小中学校での指導経験については 1 コマを 1 時間として認定する。
6. 指導の対象は、満 3 歳から満 12 歳までとする（中学生であれば満 12 歳であっても中学生として扱う）。
7. 中学生の指導時間については、10 時間のみ 50 時間の指導経験に含めてもよい。
8. 学校での指導の際の「打合せの時間」は指導経験に含めない。
9. イングリッシュキャンプについては、キャンプ活動における生活指導は原則として指導時間に含めず、キャンプ中に実施した英語指導の時間だけを 50 時間の指導経験に取り込むこととする。

第 10 条 資格の有効期間

証明書の有効期間は 4 年間とする。有効期間を超えて 3 ヶ月以内に手続きが完了しない場合には資格は失効する。

ただし、やむを得ない事情により提出ができなかった場合には、指導者資格の有効期限から 1 年間を原則として資格更新を認める。遅れて更新した場合にも、資格の有効期限は本来の期限から変更しない。

第 11 条 資格の更新

J-SHINE は、資格取得後 4 年が経過する 1 ヶ月前までに「資格更新のお知らせ」を自宅へ送付する。

指導者は必要手続きを行うことにより資格を更新することができる。

資格更新をするためには、英語指導活動レポート（チェックリスト A もしくは B）と 証明写真（縦 45mm × 横 35mm）を提出しなければならない。

第 12 条 資格認定証明書の再交付

証明書を紛失した場合は認定協議会事務局にすぐに申し出なくてはならない。写真と必要書類を提出すれば証明書を再発行する。

また、申請時に届け出た内容（氏名、住所等）に変更が生じた場合は、随時届け出なくてはならない。

第 13 条 費用

J-SHINE の申請などの費用は以下のように定める（2010 年 4 月からの変更後費用です）。

指導者認定審査料（初回のみ）6,000 円（消費税含む） 有効期間 4 年

更新時の更新料 5,000 円（消費税含む） 4 年毎に更新

上級資格申請料 5,000 円（消費税含む） 4 年毎に更新

(2) 特別に、J-SHINE の会員の資格更新料および上級資格申請料は 3,000 円とする。

第 14 条 その他

ここに定めがないものは、全て理事会に諮って決定するものとする。

2019 年 6 月施行

特定非営利活動法人
小学校英語指導者認定協議会